

熊本市手数料条例の一部改正について

熊本市手数料条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市手数料条例の一部を改正する条例

熊本市手数料条例（昭和25年告示第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第38号の次に次の3号を加える。

- (38)の2 介護保険法第107条第1項の規定に基づく介護医療院の開設の許可申請 1件につき 63,000円
- (38)の3 介護保険法第107条第2項の規定に基づく介護医療院の変更の許可申請（構造設備の変更を伴うものに限る。） 1件につき 33,000円
- (38)の4 介護保険法第108条第1項の規定に基づく介護医療院の開設許可の更新申請 1件につき 28,000円
- 第2条第1項第53号中「37,700円」を「33,900円」に改め、同項第54号中「17,000円」を「15,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（提出理由）

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）の施行による介護保険法（平成9年法律第123号）の一部改正に伴い、介護医療院の開設等の許可等に係る手数料を新設するとともに、地方

公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（平成30年政令第10号）の施行に伴い、本市もこれに準じた手数料の改定をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。